

## 質 疑 回 答 書

公告番号 第 100 号

工 事 名 台明寺配水区（郡田～清水地区）基幹管路 φ700 シールド工事

工事場所 霧島市 国分郡田～清水二丁目 地内

番号	質疑事項	質疑回答
1	工事発注表に工期は「契約日の翌日～令和 10 年 12 月 1 日（金）」と記載があります。開札後速やかに契約締結した場合、工期は約 1080 日となります。【積算資料（工程表）】では 820 日との記載がございます。工事着手ができない期間などの制限があるのでしょうか。また、工事着手に制約があった場合、施工できない期間においても監理技術者、主任技術者など配置技術者の配置は必要となるのでしょうか。ご教示お願いいたします。	工事着手に制限は、ありません。
2	発進立坑の掘削土はどのように取り扱うのでしょうか。どこかに搬出・仮置きし、埋め戻し時に再度搬入するのでしょうか。ご教示お願いいたします。	発生土は、埋戻材として再利用の設計としており、ヤードについては、設計に計上していないことから、受注者と協議し、必要に応じ変更設計で対応する。
3	土地の借地について、「霧島市国分清水五丁目 2101-1」は、設計図書より発進立坑用地として必要な土地であるとお見受けしますが、この土地については、受注者が所有者と契約して借地するということなのでしょうか。それとも、「国分清水五丁目 2101-1」の所有者がこことは別の土地（事業用地など）を受注者に借地して欲しいとのご意向なのでしょうか。ご教示お願いいたします。	「霧島市清水五丁目 2101-1」の土地は、発進立坑用地（防音ハウス建築ヤード）として必要な土地であり、所有者と事前協議済みです。受注者が所有者と借地契約することになります。

番号	質疑事項	質疑回答
4	設計書に役務費として記載の借地料金は「霧島市国分清水五丁目 2101-1」に対する金額なのでしょうか。それとも発進立坑用地全体に対する金額なのでしょうか。ご教示お願いいいたします。	霧島市清水五丁目 2101-1 の借地料金として計上している。
5		
6		
7		